

通信・放送の総合的な法体系に関する研究会 第20回議事要旨

- 1 日 時 平成19年12月6日（木）10:00～11:10
- 2 場 所 総務省7階省議室
- 3 出席者 堀部座長、安藤構成員、多賀谷構成員、中村構成員、
濱田構成員、舟田構成員、村上構成員
鈴木総務審議官、中田政策統括官、
鈴木総合政策課長、内藤通信・放送法制企画室長

4 議事要旨

(1) 最終報告書（案）の審議

「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会 報告書（案）のポイント」（資料2）、
「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会 報告書（案）」（資料3）及び「通信・
放送の総合的な法体系に関する研究会 中間取りまとめ」に対する意見募集に提出され
た主な意見と研究会の考え方」（資料4）について事務局から説明を行った。その後、報
告書（案）について意見の集約を図った結果、本案を最終報告書とし、通信・放送の総
合的な法体系の基本的枠組みの骨子として公表することとされた。なお、報告書（案）
に対する構成員の主な意見（今後の情報通信審議会等における検討に向けて留意すべき
点）は以下のとおり。

- 情報通信の道具としての新たな使われ方が今後も出現する可能性があり、それに対
応して進化させることができるような法律の決め方が必要ではないか。
- コンテンツについて、通信と放送の融合という観点だけでなく、経済的なインパク
トなど副次的な効果が出てきたときには、迅速な対応が必要ではないか。
- 今後は、整合性・統一性のある利用者保護対策にとどまらず、セキュリティ技術等
も含めた意味での統一的な利用者保護の仕組みや、利用者保護をサービスとして行う
ネットワーク事業者をどうするか押さえなければいけないのではないか。
- レイヤー別編成で一本化という大方針については、従来の枠組みを超えて、世界に
先駆ける法体系モデル、日本型のモデルを提示できたのではないか。
- インフラ分野の規制緩和をどこまで実施できるかがポイントではないか。
- 国民的な議論をこれから展開しつつも、きちんと成立する法案の策定作業をお願い
したい。

- 学者的に構想されたものというよりは、現実を踏まえて新しい技術やメディアの展開方向を踏まえた形の包括的な法制になったのは大変意味があるのではないか。
- レイヤー構造の制度をつくり、多様なメディアが登場してくること自体が表現の自由の担保になるのではないか。
- 違法な情報、有害な情報に対する規制の在り方は、行政機関が直接関与しない形での対応や表現の自由に十分配慮した内容になり、中間取りまとめからパブコメ等の意見とすり合わせができたのではないか。
- プラットフォームについて、今後、問題があるかどうか注意するという点では意義があったのではないか。
- 報告書は、研究会における20回にわたる議論で出てきた論点をほとんど余すことなく表現されており、全体として非常に納得性の高いものになっているのではないか。
- コンテンツについては、表現の自由に配慮しすぎているのかもしれない。特に違法な情報に対して、個別法あるいは刑法が非常に変化の激しい情報通信の世界で追従できるのか一抹の不安がある。
- 違法な情報の流通状況・被害状況については、諸外国の規制動向も注視しながら検討すべきではないか。
- 21世紀のこの時期に、デジタル化が進む中で報告書のような新たな法体系を提案することは、重要な意味を持っているのではないか。
- オープンメディアコンテンツについては、公然性を有するもの、広い意味で放送類比のカテゴリーに入るが、直ちに放送並みの強い規制を加えるものではないことを確認したものではないか。
- オープンメディアコンテンツについては、利用者保護的な要請が極めて強く働いてくるのではないか。

(2) 挨拶

鈴木総務審議官から、最終報告書の取りまとめに当たり挨拶がなされた。

以 上